

令和8年6月1日
学生担当副学長決定

未来社会デザイン棟の運営規程

(趣旨)

- 1 この決定は、未来社会デザイン棟企画運営委員会に関する要項（令和7年12月3日学生宿舎リニューアル検討委員会決定）第3項第2号の規定に基づき、未来社会デザイン棟の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設)

- 2 未来社会デザイン棟に、次に掲げる施設を置き、筑波大学の学生等の利用に供する。
 - (1) オープンスペース（1階）
 - (2) オープンスペース（2階）
 - (3) クリエイションスペース
 - (4) 大階段
 - (5) イベントホール
 - (6) フィットネススペース
 - (7) 会議室
 - (8) シェアオフィス
 - (9) 共同研究スペース
- 3 前項各号に掲げるもののほか、未来社会デザイン棟にカフェその他の共用施設を置くものとする。

(施設長)

- 4 未来社会デザイン棟に施設長を置き、学生生活を担当する副学長をもって充てる。
- 5 施設長は、未来社会デザイン棟の管理運営を掌理する。

(開館時間)

- 6 未来社会デザイン棟の開館時間は次のとおりとする。ただし、施設長が必要と認める場合には、開館時間を変更し、又は特定区域について別の利用時間を定めることができる。
 - (1) 平日 午前9時から午後10時まで
 - (2) 土曜、日曜、祝日 午前10時から午後9時まで

(休館日)

7 未来社会デザイン棟の休館日は、施設長が別に定める。

(利用者の義務)

8 利用者は、次に掲げる事項を遵守し、施設・設備を常に良好な状態に保つよう努めなければならない。

- (1) 未来社会デザイン棟の清掃、整頓、規律の保持等に注意し、かつ、協力すること。
- (2) 利用時間その他の施設の利用条件を遵守すること。
- (3) 施設・設備に造作及び加工をしないこと。
- (4) 決められた場所にある備品類を許可なく移動させないこと。
- (5) 展示その他これに類するものは、施設長の許可を受けて、所定の場所において行うこと。
- (6) 施設の利用を終了する場合は、施設を原状に回復すること。
- (7) 施設・設備を破損し、紛失し、又は著しく汚損した場合は、直ちに未来社会デザイン棟の職員（以下「職員」という。）に届け出るとともに、その指示に従うこと。
- (8) 未来社会デザイン棟内に学生団体その他の団体の支部又は事務所を設けないこと。
- (9) その他別に定める利用規程を遵守するとともに施設の利用に関し職員の指示に従うこと。

(禁止行為)

9 利用者は、未来社会デザイン棟において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗を害する行為又はそのおそれがある行為
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団をいう。）の利益になると認められる行為
- (3) 寄附金の募集、物品の販売、飲食物の販売又は提供その他これらに類する行為（施設長の許可を得た場合を除く。）
- (4) 騒音、異臭その他の他人の迷惑となるものを発する行為又はそのおそれがある行為
- (5) 火災、爆発その他の災害を生じさせる行為又はそのおそれがある行為
- (6) 施設等を破損等する行為又はそのおそれがある行為
- (7) 広告類を掲示し、又は配布する行為（施設長の許可を得た場合を除く。）
- (8) 所定の場所以外で飲食をする行為
- (9) 喫煙をする行為
- (10) 政治活動、宗教活動その他これらに類する行為
- (11) 営利を目的とする行為（採用活動を含み、施設長の許可を得た場合を除く。）
- (12) その他未来社会デザイン棟の管理上必要な施設長の指示に反する行為

(入館の制限)

10 施設長は、第8項各号の義務に違反する者、前項各号に掲げる行為をする者、他人に危害を加え、又は他人の迷惑となる物を携行する者その他未来社会デザイン棟の管理運営上支障をきたすと認める者に対して、入館を許可せず、又は退館を命ずることができる。

(損害賠償)

- 1 1 利用者の故意又は重大な過失により施設・設備を破損し、又は紛失した場合は、その損害に相当する費用を賠償しなければならない。

(施設を占有して利用する場合の申請等)

- 1 2 第2項に規定する施設の一部又は全部を占有して利用しようとする者は、別に定める利用規程に従い事前に申請を行い、施設長の許可を受けるものとする。
- 1 3 施設長は、前項の許可に当たり、利用の条件を付することができる。

(施設の利用許可の取消し等)

- 1 4 施設長は、第12項の規定による施設の利用の許可を受けた者（以下「占有利用者」という。）が第8項に掲げる利用者の義務、前項の利用の条件若しくは第19項に掲げる占有利用者の義務に違反し、又は第9項に掲げる禁止行為を行ったときには、利用の途中であっても、当該許可を取り消すことができる。
- 1 5 前項に規定するもののほか、施設長は、未来社会デザイン棟の管理運営上特別の必要があると認める場合には、当該許可を変更し、又は取り消すことができる。
- 1 6 施設の利用の許可を取り消された占有利用者又は第13項の条件に違反した占有利用者に対しては、以後の未来社会デザイン棟の施設の利用を許可しないことができる。

(施設の利用料)

- 1 7 占有利用者は、原則として、別表に定める利用料又は利用料単価により算出された利用料を前納しなければならない。
- 1 8 占有利用者の都合又は第14項の規定により、施設の利用を取り消した場合は、納付した利用料は返付しない。

(占有利用者の義務)

- 1 9 占有利用者は、第8項に掲げる利用者の義務に加え、次に掲げる事項を遵守し、施設・設備を常に良好な状態に保つよう努めなければならない。
 - (1) やむを得ない理由により、許可された利用日時等を変更しようとするときは、速やかに申し出て、その許可を受けること。
 - (2) 許可を受けた施設について、許可を受けた利用目的以外の目的に使用しないこと。
 - (3) 未来社会デザイン棟の管理運営上の必要に基づき、職員が許可を受けた施設に立ち入ることを拒否してはならないこと。
 - (4) 施設の利用が終了した場合（利用の許可を取り消された場合を含む。）は、許可を受けた施設を原状に回復の上、職員の立会いの下にこれを返還すること。
 - (5) 施設を利用するに当たって、備え付けの設備及び備品類以外のものを使用する場合は、施設長の許可を受けて利用者自らが準備すること。

(事務)

20 この決定の実施に関する事務は、学生部学生生活課において担当する。

(雑則)

21 この決定に定めるもののほか、未来社会デザイン棟の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 記

この決定は、令和8年6月1日から実施する。